

(資格及び委嘱)

第3条 協力員は、一般公募より募集し、応募者の中から次の条件を満たす者につき館長が委嘱する。

- 1 文学について関心と理解を有する者
- 2 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日（1日8時間）のボランティア活動が可能で健康な者

(任期)

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第5条 協力員は、文学館が主催する展覧会等の入について優遇を受けることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

○山梨県都市公園条例

(昭和39年3月31日 条例第21号)

最終改正 平成29年3月14日条例第4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の設置に関する基準及び都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第1章の2 都市公園の設置に関する基準

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 県民1人当たりの都市公園（国又は市町村が設置するものを含む。）の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、そ

の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

四 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1号ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値を限度とする。

一 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に100分の10を加えた割合

二 政令第6条第1項第2号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に100分の20を加えた割合

三 政令第6条第1項第3号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前二号に規定する割合に100分の10を加えた割合

四 政令第6条第1項第4号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前三号に規定する割合に100分の2を加えた割合

第2章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(行為の制限)

第4条 都市公園（有料公園施設を除く。）において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第3項第5号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(休業日及び利用時間)

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
 - 四 第4条第2項ただし書に規定する場合に該当する者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。第二号において同じ。）を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

- 一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等（以下この号において「行為又は利用等」という。）については、別表第3に定める額（当該行為又は利用等が消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の108を乗じて得た額）
 - 二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額
- 2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第10条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 宿泊施設にあっては、衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第16条 第14条第1項又は第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によって利用できなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第17条の2 第10条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務

の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第11条に規定する都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第14条第1項及び第2項の規定による承認が含まれるとき)における同条及び第15条の規定の適用については、第14条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第15条中「有料公園施設を管理する指定管理者は、当該」とあるのは「知事は、」とする。

3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の收受が含まれるときに限る。)において、第14条第1項又は第2項の承認を受けた者は、第16条の規定にかかわらず、別表第6に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に対して既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

4 前項の場合における別表第6の規定の適用については、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

5 第9条第2項及び第3項の規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条の2第3項」と、同条第3項ただし書中「許可を」とあるのは「承認を」と、「当該許可に係る行為」とあるのは「当該承認に係る利用又は広告の表示」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第14条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第16条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第17条の2第3項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

第四章 監督 (省略)

第五章 雜則

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第24条 法第5条第1項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(軽易な変更事項)

第25条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第3条、第4条、第7条から第9条まで、第24条及び第25条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(警察本部長への情報提供依頼)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項(これらの規定を第17条の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の承認(第四号及び次条において「利用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第4条第1項の許可をしようとする場合

二 第8条第1項の規定による第4条第1項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第3項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

三 指定管理者又は知事が第14条第1項(第17条の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。別表第6第7号の表備考2において同じ。)の承認をしようとする場合

四 指定管理者又は知事が第15条(第17条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(知事への情報提供)

第29条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により

第4条第1項の許可若しくは利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(過料)

第31条 次の各号の一に該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

- 一 第3条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者
- 二 第4条第1項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者
- 三 第8条の規定による知事の命令に違反した者

第32条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

(省略)

附 則(平成29年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係) (抜粋)

都市公園の名称	公園施設の種類
山梨県芸術の森公園	茶室及びその附帯施設

別表第2 (第5条関係) (省略)

別表第3 (第9条関係)

- 一 (省略)
- 二 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

占用物件	占用料		
	単位	所在地	
		市	町村
第一種電柱	1本1年	1,000円	770円
		1,600円	1,200円
		2,200円	1,600円
		930円	690円
		1,500円	1,100円
		2,100円	1,500円
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	10円	7円
地下電線その他地下に設ける線類	1年	5円	4円
変圧塔	1基1年	1,400円	1,100円
道路法(昭和27年法律第180号)外径が0.1メートル未満のもの	1メートル 1年	48円	36円
		72円	53円
第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	95円	71円
		190円	140円
		480円	360円
		950円	710円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1日 44円 11円
標識	1本1年	1,100円	850円
防火用貯水槽その他これに類するもので地下に設けられるもの	1平方メートル1年	500円	410円
工事用施設又は工事用材料置場	1平方メートル1月	440円	110円
その他のもの			知事が定める額

備考

- 1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る使用料については、当該工作物が大規模であり、又は長期にわたり設置される場合で、知事が特に必要と認めるときは、減額するものとし、その額は知事が定める。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の